

指定、登録等に係る事務・事業 一覧

令和4年3月現在

No.	根拠法令・条項	事務・事業	事務・事業の種類	指定等の形態	法人数	事務・事業の見直し状況	評価結果の総括
1	製菓衛生師法第4条第2項	製菓衛生師試験事務	試験(資格付与)	指定	なし	指定事業の厳格化	都道府県要望もあるため検証しながら指定事業を実施。
2	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第21条第1項 (本制度は、都道府県等の自治事務を地方所管の法人に委託するもの。)	食鳥肉等に起因する衛生上の危害の発生を防止するための、食鳥の生体検査、脱羽後検査、内臓摘出後検査等の食鳥検査	検査検定	指定		第6次一括法により都道府県、保健所設置市及び特別区に移譲	
3	手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する省令第2条	手話通訳技能認定試験実施に係る企画、運営及び管理等 手話通訳技能認定試験の合格者登録	試験(資格付与)登録	認定	1	登録法人のインターネットでの公開を進めた。 指導監督の厳格化を行った。	聴覚障害者の自立と社会参加を促すため、登録事業等を実施。
4	身体障害者補助犬法第15条第1項	身体障害者補助犬(介助犬・聴導犬)の認定事務	その他	指定	7	身体障害者補助犬法を改正し、必要な見直しを行った。	良質な身体障害者補助犬の育成のため、認定事務は必要であり引き続き実施。
5	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察などに関する法律第6条第2項の簿及び同法第15条第2項の簿に関する省令第7条第4項	精神保健判定医等に対する養成研修	講習研修	指定	1	指定法人のインターネットでの公開を進めた。	研修実施により、必要な数の確保が必要であることから引き続き研修事業を実施。
6	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の2	精神障害者社会復帰促進センター事業の実施	講習研修	指定	なし	現在、指定している法人はない。	現在、指定されている法人はないが、精神障害者の社会復帰を促進する観点から、精神障害者社会復帰促進センターとして適切な法人から申請があった場合に備え、指定制度を維持することが望ましい。
7	クリーニング業法第7条の2	クリーニング師の試験事務	試験(資格付与)	指定	なし	現在、指定している法人はない。	都道府県要望もあるため検証しながら指定事業を実施。
8	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の6	登録業者の従事者に対する技能研修	講習研修	指定	2	指定法人のインターネットでの公開を進めた。 指定基準を根拠省令上明確化した。	登録業者の自主的な業務改善に資するものであるため、当該研修を引き続き実施。
9	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第26条の4	ダクト清掃作業監督者講習等に関する事務	講習研修	登録	2	登録法人のインターネットでの公開を進めた。	建築物の衛生的環境の確保のため必要であり、講習を引き続き実施。
10	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第28条の4	排水管清掃作業監督者講習等に関する事務	講習研修	登録	3	登録法人のインターネットでの公開を進めた。	建築物の衛生的環境の確保のため必要であり、講習を引き続き実施。
11	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第30条の2第2項第3号	空調給排水管理監督者講習等に関する事務	講習研修	登録	1	登録法人のインターネットでの公開を進めた。	建築物の衛生的環境の確保のため必要であり、講習を引き続き実施。
12	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第25条の2	清掃作業監督者講習等に関する事務	講習研修	登録	34	登録法人のインターネットでの公開を進めた。	建築物の衛生的環境の確保のため必要であり、講習を引き続き実施。
13	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第26条の2	空気環境測定実施者講習等に関する事務	講習研修	登録	1	登録法人のインターネットでの公開を進めた。	建築物の衛生的環境の確保のため必要であり、講習を引き続き実施。
14	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第28条の2	貯水槽清掃作業監督者講習等に関する事務	講習研修	登録	55	登録法人のインターネットでの公開を進めた。	建築物の衛生的環境の確保のため必要であり、講習を引き続き実施。
15	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第29条の2	防除作業監督者講習等に関する事務	講習研修	登録	41	登録法人のインターネットでの公開を進めた。	建築物の衛生的環境の確保のため必要であり、講習を引き続き実施。
16	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第30条の2	統括管理者講習等に関する事務	講習研修	登録	1	登録法人のインターネットでの公開を進めた。	建築物の衛生的環境の確保のため必要であり、講習を引き続き実施。
17	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第57条の9	都道府県指導センターの経営相談員の養成	講習研修	指定	1	研修カリキュラムを適宜アンケートを基に見直し。	生衛業の健全な発達のため、生衛業の経営相談を行う相談員の養成は必要であり、講習を引き続き実施。
18	栄養士法第5条の3第4号	管理栄養士の養成	講習研修	指定	151	指定基準、指定法人等のインターネットでの公開をしている。	全国均一の水準による資格をもった管理栄養士を確保し、国民の食生活の向上を図り、健康的な生活、安全な食生活の実現に資するため、引き続き養成施設で実施。
19	栄養士法第2条第1項	栄養士の養成	講習研修	指定	149	指定基準、指定法人等のインターネットでの公開をしている。	全国均一の水準による資格をもった栄養士を確保し、国民の食生活の向上を図り、健康的な生活、安全な食生活の実現に資するため、引き続き養成施設で実施。
20	理容師法第4条の2	理容師の試験事務	試験(資格付与)	指定	1	地方事務所集約、職員の削減、本部事務所の移転に伴う管理費減、会場借料の見直し、審査体制の見直し。	理容師の専門性から試験についても国が指定した機関が行う必要。試験の公平性の観点から一機関が行うことが必要。これらを踏まえ、引き続き試験事務を実施。
21	美容師法第4条の2	美容師の試験事務	試験(資格付与)	指定	1	地方事務所集約、職員の削減、本部事務所の移転に伴う管理費減、会場借料の見直し、審査体制の見直し。	美容師の専門性から試験についても国が指定した機関が行う必要。試験の公平性の観点から一機関が行うことが必要。これらを踏まえ、引き続き試験事務を実施。
22	調理師法第3条の2第2項	調理師試験事務	試験(資格付与)	指定	1	指定基準、指定法人等のインターネットでの公開をしている。	四万人程度の受験者がいる中で、試験事務を良質かつ安定的に実施する必要があることから、指定された機関が引き続き試験事務を実施。
23	理容師法第5条の3	理容師の登録事務	登録	指定	1	地方事務所集約、職員の削減、本部事務所の移転に伴う管理費減、会場借料の見直し、審査体制の見直し。システム・事務処理方法を見直し、免許証交付を1ヶ月から1週間に短縮。	試験の合格者の登録事務であり、試験を行った機関が行うのが合理的であるため、引き続き指定法人が同事務を実施。
24	美容師法第5条の3	美容師の登録事務	登録	指定	1	地方事務所集約、職員の削減、本部事務所の移転に伴う管理費減、会場借料の見直し、審査体制の見直し。システム・事務処理方法を見直し、免許証交付を1ヶ月から1週間に短縮。	試験の合格者の登録事務であり、試験を行った機関が行うのが合理的であるため、引き続き指定法人が同事務を実施。
25	水道法第25条の12	給水装置工事主任技術者の試験事務	試験(資格付与)	指定	1	役員及び職員の削減に伴う管理費減、受験申請書類の入手方法を有料頒布方式からダウンロード方式に変更。	約13,000人の受験者に対する試験の公平性の観点から一機関が行うことが必要。これらを踏まえ、引き続き試験事務を実施。
26	職業能力開発促進法第47条第1項	技能検定の実施	試験(資格付与)	指定	19	●試験事務の適正化 指定試験機関連絡会議を開催し、試験業務の適正化、情報管理の徹底等について指導を行った。 ●技能検定職種の新設等 平成29年10月24日付け接客販売職種、フィットネスクラブ・マナジメント職種、平成30年7月23日付けプライマルロードインターネット職種、ホテルマナジメント職種、令和3年8月13日付け眼鏡製作職種を追加した。	民間機関を活用した技能検定制度の実施については、70万人以上(令和3年度)の受験申請者がいること等から、労働者の有する技能の程度を検定する試験として有効なものであり、技能の向上に寄与しているものと考えられる。指定試験機関による職種の開設を行うとともに、指定試験機関に対する指導監督の強化、試験内容の見直し等を行うことにより、民間機関の活力を活用した技能検定制度の運営を進めていく必要がある。

No.	根拠法令・条項	事務・事業	事務・事業の種類	指定等の形態	法人数	事務・事業の見直し状況	評価結果の総括
27	介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律第15条	介護労働者雇用改善援助等事業	その他	指定	1	<p>●平成23年11月より開始した「介護労働安定センターの組織及び運営に係る検討会」での中間報告で、同センターが強化すべき役割が挙げられるとともに、交付金の内容や額の見直しの取組方針が示された。平成28年8月の検討会で、交付金依存率が2/3を下回った旨の報告がなされ、引き続き同センターは介護人材の確保と介護労働者の福祉の増進に大きな役割を果たしていくべきであるとの最終報告書が取りまとめられた。</p> <p>●上記を踏まえ、雇用管理改善等援助事業においては、雇用管理相談の対象を離職率の高い小規模事業所や設置からの年数が短い事業所に特化・重点化。課題に直面している事業所への相談割合20%以上を目標として掲げ、きめ細やかな相談支援に取り組んでいる。</p> <p>●介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律第6条に基づき、「介護雇用管理改善等計画」を改定し、現在、介護労働者等の雇用管理の改善及び職業能力の開発及び向上に係る取組に努めている。</p>	高齢化が急速に進行する中で、介護人材の確保は依然として急務となっており、引き続き介護人材の安定的確保・資質向上を図る必要があることから、介護労働安定センターの果たす役割はますます重要となる。介護労働安定センターの事業は、介護労働者の職場定着・離職防止に一定の効果も上げていること、介護労働力の確保に貢献していることから、同センターが引き続き指定法人として業務を実施することは妥当である。引き続き、事業の効果的かつ効率的な実施に取り組んでいく。
28	医師法第16条の2第1項	医師臨床研修の実施	講習研修	指定		令和2年4月1日、臨床研修病院の指定権限を国から都道府県に移譲した。	
29	歯科医師法第16条の2第1項	歯科医師臨床研修の実施	講習研修	指定	2,520	歯科保健医療を取り巻く状況の変化に対応した歯科医師養成のため、①到達目標の見直し、②在宅歯科医療や全身管理に係る研修等の充実を図る観点から、協力型（Ⅱ）臨床研修施設を新設、③指導歯科医の質を担保する観点から、指導歯科医は、定期的に研修（フォローアップ研修）を受ける等の見直しを行った。	歯科医師臨床研修制度は、臨床研修を実施するに当たって最低限必要な施設・設備・体制等を備えた医療機関を指定して研修を実施させるものであり、その確実な実施を確保する観点から必要であり引き続き事業を実施。
30	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第2条第1項	あん摩マッサージ指圧師の養成	講習研修	指定	170(あん摩)	社会情勢や求められる能力の変化等を踏まえて、必要に応じ、教育カリキュラムの内容も含めた指定基準等について見直しを行っている。	本制度は、養成を実施するに当たって最低限必要な施設・設備・体制等を備えた施設のみを指定して養成の実施を認めるものであり、養成の確実な実施を確保する観点から必要なものであり、引き続き実施。
31	看護師等の人材確保の促進に関する法律第20条	中央ナースセンター事業の実施	指導助言調査研究促進啓発その他	指定	1	「2021年度ナースセンターにおける看護職確保の方策に関する検討委員会 答申」においては、ナースセンターによる看護職確保について、看護職の確保とキャリア支援の両面から、取組の充実を図ることが必要とされた。こうした取組充実の具体的な方向性として、本答申では、好事例の普及等を通じて、中央ナースセンターにおいて都道府県ナースセンター業務に対するさらなる支援を進めることが提言された。	今後の現役世代の急減と高齢化の進行に対応するため、引き続き、看護職の確保を推進していくことが重要であるところ、中央ナースセンター事業は、都道府県ナースセンター業務の支援等を通じて、看護職の復職支援等の実現に貢献してきており、事業の有効性が高いことから、引き続き、公益社団法人日本看護協会において中央ナースセンター事業を実施していくことが妥当である。
32	医療法施行規則第30条の14の2	診療用放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の廃棄	その他	指定	1	指定基準、指定法人のインターネットでの公開を進めた。	本制度は、診療用放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の廃棄を実施するに当たって必要な設備等を備えた施設のみを指定して診療用放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の廃棄の実施を認めるものであり、診療用放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の廃棄が適切に行われる観点から引き続き、指定法人により実施。
33	臨床検査技師等に関する法律施行規則第12条第2項	検体検査用放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の廃棄	その他	指定	1	指定基準、指定法人のインターネットでの公開を進めた。	本制度は、検体検査用放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の廃棄を実施するに当たって必要な設備等を備えた施設のみを指定して検体検査用放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の廃棄の実施を認めるものであり、検体検査用放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の廃棄が適切に行われる観点から引き続き、指定法人により実施。
34	社会福祉士及び介護福祉士法第40条	介護福祉士の養成	講習研修	指定	122	指定基準、指定法人のインターネットでの公開を進めた。 第4次一括法により、都道府県に権限を委譲（文科省との共管施設除く）	専門的人材である介護福祉士の養成は指定基準を満たした養成施設で実施する必要があり、引き続き実施。
35	社会福祉士及び介護福祉士法第7条	社会福祉士の養成	講習研修	指定	6	指定基準、指定法人のインターネットでの公開を進めた。 第4次一括法により、都道府県に権限を委譲（文科省との共管施設除く）	専門的人材である社会福祉士の養成は指定基準を満たした養成施設で実施する必要があり、引き続き実施。
36	社会福祉法第99条	中央福祉人材センター事業の実施	講習研修	指定	1	令和2年度コロナ禍を契機として、各種委員会、研修については極力オンライン化、又は集合・オンラインの併用を図ることで効率化・経費削減に努め、一部の研修受講料を下げる等している。 なお、中央福祉人材センター運営事業費は、平成28年以降微増しているが、増額部分はシステム改修、システム運用保守に係るものであり、効率的な事業運営に努めている。	福祉・介護人材の確保につながっており、今後も効率化を図りながら、事業を実施。
37	社会福祉法第102条	福利厚生センターによる助成事業	助成(その他)	指定	1	経費の縮減等に努め、平成27年度以降は、自主財源により運営。	零細な企業で働く社会事業従事者の確保のため、福利厚生の支援は必要であり、引き続き効率化を図りながら事業を実施。
38	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第46条	シルバー人材センター事業の実施	講習研修、促進啓発、指導助言、その他	指定	1	平成21年度から22年度にかけて補助金を約7割削減。 指定法人制度の在り方については、労働政策審議会職業安定分科会雇用対策基本問題部会で議論し、引き続き指定法人制度を維持するととなった。 指定を受けた法人に係る事項等をインターネットで公開した。 公務員OBの縮減。	高齢化の進展の中、シルバー事業は必要であり、引き続き民間団体のノウハウを活かした指定法人制度により効率化を図りながら引き続き実施。

No.	根拠法令・条項	事務・事業	事務・事業の種類	指定等の形態	法人数	事務・事業の見直し状況	評価結果の総括
39	港湾労働法第28条第1項	港湾労働法に基づく港湾労働者雇用安定センター事業の実施	講習研修	指定	1	○「港湾雇用安定等計画」を踏まえた事業の実施 平成31年4月に開始策定した新たな港湾雇用安定等計画の策定に係る議論に基づき、港湾労働者雇用安定センターが講ずべき措置について検証を行い、引き続き、港湾労働者派遣制度に係る派遣契約のあっせん業務、雇用管理者及び派遣元責任者に対する研修、港湾労働者に対する各種講習及び港湾運送事業主や港湾労働者に対する相談援助を実施することとした。 ○デジタル原則を踏まえた派遣元責任者講習のオンライン化の検討 令和3年12月にデジタル臨時行政調査会において策定された「構造改革のためのデジタル原則」を踏まえ、受講者の利便性向上のための派遣元責任者講習のオンライン化(受講申込・受講・修了証明書発行のデジタル完結)に向けた検討を行っている。	港湾労使の自主団体として発足した港湾労働安定協会を指定し、引き続き港湾労働者の需給調整等に資するよう事業を実施。
40	次世代育成対策推進法第20条	次世代育成支援対策センター事業の実施	講習研修 促進啓発	指定	90	指定基準、指定法人のインターネットでの公開をしている。	次世代育成支援対策の一層の進展のため、企業の労務管理に精通した事業主団体を指定し、引き続き事業を実施。
41	こどもの国協会の解散及び事業の承継に関する法律第1条	・児童のための集団施設の設置、運営 ・附帯業務	その他	指定	1	指定基準、指定法人のインターネットでの公開を進めた。	こどもの国は、子どもたちに遊びの場を与えるため必要であり、引き続き実施。
42	勤労者財産形成促進法第9条第3項 勤労者財産形成促進法施行規則第24条	住宅資金貸付	その他	登録	1	指定制を登録制に改め、更に福利厚生会社の登録を推進するため登録基準を緩和した。また、指定法人のインターネットでの公開を進めた。	事業主が行う財形貸付業務を福利厚生会社が行うことでその事務負担を軽減するものであり、財形持家融資制度の利用促進のため必要。このため引き続き事業を実施。
43	勤労者財産形成促進法第6条第1項 勤労者財産形成促進法施行令第5条	勤労者財産形成貯蓄契約にあたる生命共済事業	その他	指定	1	政省令改正により指定基準を明確化した。また、指定法人のインターネットでの公開を進めた。	財形制度の趣旨から、財形契約の相手方について一定の基準に従い指定を行う必要がある。このため、引き続き事業を実施。
44	勤労者財産形成促進法第14条第1項 勤労者財産形成促進法施行規則第29条	預貯金等の払出し等の勤労者財産形成貯蓄契約等に係る事務の代行	その他	指定	91	指定法人のインターネットでの公開を進めた。	中小事業主の財形貯蓄に係る事務負担を軽減することができるため、引き続き実施。
45	労働安全衛生規則第14条第2項第1号、第2号 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第一条の二の十七第一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める産業医研修の研修科目の範囲、履修方法及び時間 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第一条の二の二十二第一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める産業医実習の実習科目の範囲及び時間	産業医の研修	講習研修	指定	2	指定基準等について法令上の整備を行った。	当該事業が産業医の選任や事業場の労働者の健康管理に資することや、当該講習には専門性を要することから指定法人により引き続き事業を実施。
46	労働安全衛生法第99条の2第1項	労働災害防止業務従事者に対する労働災害の再発防止に係る講習	講習研修	指定	12	指定基準等について省令上整備した。	労働災害が発生した事業場の労働災害防止業務従事者に対する再発防止のための講習は必要であり引き続き事業を実施。
47	労働安全衛生法第99条の3第1項	就業制限業務従事者に対する労働災害の再発防止に係る講習	講習研修	指定	9	指定基準等について省令上整備した。	労働災害を発生させた就業制限業務従事者に対する再発防止のための講習は必要であり引き続き事業を実施。
48	労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則第13条第1項	労働衛生コンサルタント試験に係る講習	講習研修	指定	3	指定基準等について省令上整備した。	医師等が講習を受けた場合に試験免除となる仕組みであるが、当該制度を利用して労働衛生コンサルタントとなる者が100名程度存在し、一定の割合を占めている。このことから、引き続き専門性の高い指定法人により事業を実施。
49	作業環境測定規則第5条の2	第二種作業環境測定士となるために必要な知識及び技能の付与に係る科目	講習研修	登録	1	登録法人についてインターネットでの公開を進めた。 登録基準等について省令上整備した。	職場における労働者の健康保持のため作業環境測定士の養成が必要であり、引き続き登録事業者による養成を実施。
50	作業環境測定法施行規則第17条第2号及び16号	作業環境測定士試験の科目の一部免除に係る講習	講習研修	登録	2	登録法人についてインターネットでの公開を進めた。 登録基準等について省令上整備した。	当該講習による試験免除を活用する者が150名程度で一定の割合を占めている。このことから、職場における労働者の健康保持のため、引き続き登録事業者による講習を実施。
51	労働安全衛生規則別表第5の4	発破技士免許試験の免許交付要件に係る実技講習	講習研修	登録	2	試験の検討会において事前の実務経験でなく、事後の研修等により必要な技能を有することとする等の試験の要件緩和が提言された。 これを受けて省令改正を行い要件緩和を行った。	火薬の取扱いのない者に一定の取扱経験を有し、試験を受けることができるようにするため実技講習は必要であり、引き続き専門性をもつ登録法人による講習を実施。
52	ボイラー及び圧力容器安全規則第97条第3号	二級ボイラー技士免許試験の免許交付要件に係る実技講習	講習研修	登録	74	試験の検討会において事前の実務経験でなく、事後の研修等により必要な技能を有することとする等の試験の要件緩和が提言された。 これを受けて省令改正を行い要件緩和を行った。	ボイラーの取扱いのない者に一定の取扱経験を有し、試験を受けることができるようにするため実技講習は必要であり、引き続き専門性をもつ登録法人による講習を実施。
53	労働安全衛生規則別表第9、労働安全衛生規則別表第9資格の欄の規定に基づく厚生労働大臣が定める者 研修第1条第1項第3号、第2条第1項第3号、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第53条から第67条	計画作成参加者の研修	講習研修	登録	2	登録基準等について省令上整備した。	一定の工事計画作成の際の資格者としての計画作成参加者のための研修は、安全衛生の事務経験を代替するものであり、引き続き専門性をもつ登録法人により実施。
54	労働安全衛生規則第12条の3	安全衛生推進者等の養成に係る講習	講習研修	登録	178	登録法人についてインターネットでの公開を進めた。 登録基準等について省令上整備した。	中小規模事業場の安全衛生管理体制の確保のため、安全衛生推進者等に対する講習は必要であり、引き続き専門性をもつ登録法人により実施。 なお、指定されている法人はH18の閣議決定の対象外である建災防(特別民間法人)。
55	労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第19条の24の2の16 粉じん障害防止規則第26条第3項	作業環境測定機器の較正	検査検定	登録	1	手数料の値下げを行った。 労政審の下専門委員会を設置し、登録基準を検討したが、新規参入の障害となっているとはいえないとの結論に達した。	デジタル粉じん計は、機器の精度の確保のため較正を定期的に行う必要。引き続き、登録法人により効率的に実施。
56	労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則第11条第10号	労働衛生コンサルタント試験に係る講習	講習研修	登録	なし	指定基準等について省令上整備した。	現在、登録されている法人はないが、労働衛生コンサルタントの受験機会を広げる観点から、基準を満たす適切な法人から申請があった場合に備え、登録制度を維持することが望ましい。

No.	根拠法令・条項	事務・事業	事務・事業の種類	指定等の形態	法人数	事務・事業の見直し状況	評価結果の総括
57	医薬品医療機器等法第23条の2の23第1項	医薬品、医療機器等法第23条の2の23第1項に規定する指定高度管理医療機器等に係る基準適合性認証事務	検査検定	登録	11	令和4年2月22日に通知「登録認証機関等に対する立入検査の実施要領の一部改正について」を发出し、認証機関が実施する薬機法QMS実地調査の立会による確認を目的とした立会検査を導入した。	令和2年4月～令和3年3月の間においては1,511の医療機器等が登録認証機関による基準適合性認証を受けており、引き続き本制度が活用されている。医療機器や体外診断用医薬品について、その有するリスクに応じた適切な規制を行うとともに、速やかな上市に資するため、引き続き、登録認証機関による基準適合性認証制度が必要である。
58	医薬品医療機器等法第41条第1項日本薬局方 一般試験法の部9.01標準品の条 日本薬局方標準品を製造する者の登録に関する省令	日本薬局方標準品の製造、頒布	その他	登録	1	登録法人についてインターネットでの公開を進めた。	日本薬局方の標準品については、品質の確保や新医薬品の研究開発の際の客観性や信頼性の確保の観点から、専門性の高い登録機関による製造、頒布が必要であり引き続き事業を実施。
59	医薬品等を使用することができるタール色素を定める省令別表第4部薄層クロマトグラフ用標準品の項 薄層クロマトグラフ用標準品を製造する者の登録に関する省令	薄層クロマトグラフ用標準品の製造、頒布	その他	登録	1	登録法人についてインターネットでの公開を進めた。	タール色素に係る薄層クロマトグラフ用標準品については、品質の確保や新医薬品の研究開発の際の客観性や信頼性の確保の観点から、専門性の高い登録機関による製造、頒布が必要であり引き続き事業を実施。
60	放射性医薬品の製造及び取扱規則第3条第1項	製薬企業等から委託を受けた放射性物質等の廃棄	その他	指定	1	指定法人についてインターネットでの公開を進めた。	本制度は、放射性物質又は放射性物質によって汚染された物の廃棄を実施するに当たって必要な設備等を備えた施設のみを指定して廃棄の実施を認めるものであり、当該廃棄が適切に行われる観点から引き続き、指定法人により実施。
61	①国民健康保険法第45条第6項 ②高齢者の医療の確保に関する法律第70条第5項 ③原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令第14条等	診療報酬請求書の審査	その他	指定	1	特別審査対象範囲の見直し(医科レセプト40万点から38万点)が行われ、一層の審査の効率化・医療費適正化を図っている。	一定点数以上の高度の専門性を要するレセプトを中央で集中して取り扱い、審査の効率化、厳格化を図ることとしている特別審査は、増徴する医療費の適正化を行う上で不可欠。よって、指定制度及び国保中央会の指定を継続する。
62	社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第5号	介護福祉士実務者の養成	講習研修	指定	12	第4次一括法により、都道府県に権限を委譲(文科省との共管施設除く)	専門的人材である介護福祉士の養成は指定基準を満たした養成施設で実施する必要があり、引き続き実施。
63	戦没者の遺骨収集の推進に関する法律第10条第1項	戦没者の遺骨収集に関する業務	その他	指定	1	法律、会計専門家及び学識経験者からなる「戦没者の遺骨収集に関する有識者会議」からの意見を踏まえて、令和2年5月に「戦没者遺骨収集事業及び事業実施体制の抜本的な見直しについて」を取りまとめ、遺骨収集のプロセスに関して、収容時の形質鑑定等において日本人の遺骨である蓋然性が高い場合に、DNA鑑定用の検体(遺骨の一部)を採取して持ち帰り、他の部位は未焼骨のまま現地で保管する等の抜本的見直しを行った。同年9月には、抜本的見直し方針に基づき、「戦没者遺骨収集における手順書」を改訂し、当該手順書に沿って遺骨収集を実施している。	戦後77年を経て戦没者の遺族が高齢化する中、一柱でも多くの戦没者の遺骨を早期に収容及び本邦に送還し、戦没者の遺族に引き渡すことが求められている。令和元年度～3年度については、国内外の新型コロナウイルスの感染拡大の状況に配慮しつつ、可能な範囲で事業を実施したため、遺骨収集等事業派遣の実施数及び遺骨収容又は送還を行う地域数は目標を下回ったものの、今後、感染状況を踏まえながら、より効果的・効率的に遺骨収集を推進するためには、情報収集、遺骨の収容、送還等を適正かつ確実に行うことができると認められる指定法人への本業務の委託が引き続き必要である。
64	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第18条第1項第4号	精神保健指定医の養成	講習研修	指定	3	登録を受けた法人については、法に基づき、5年ごとにその更新を行うものとされており、その都度、登録基準に適合しているかを見直す予定である。	精神保健指定医の指定前の研修を実施することにより、患者本人の意思に基づかない入院や著しい行動制限に係る判断を行う指定医として必要となる患者の人権に関する知識等を習得でき、法の対象者の増加も踏まえ、引き続き、事業を実施することが必要である。
65	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第19条第1項	精神保健指定医に対する研修	講習研修	登録	3	登録を受けた法人については、法に基づき、5年ごとにその更新を行うものとされており、その都度、登録基準に適合しているかを見直す予定である。	精神医学の進歩や精神障害者の人権保護に関する制度の変化、精神保健福祉・精神科医療を取り巻く状況の変化に対応して、常時求められている適正かつ十分な精神科医療の知識と患者の人権に対する配慮を十分に備えていることが必要であり、法の対象者の増加も踏まえ、引き続き、事業を実施することが必要である。
66	精神保健福祉士法第7条	精神保健福祉士の養成	講習研修	指定	なし	現在指定している法人はない。	現在、指定されている法人はないが、専門的人材である精神保健福祉士の養成は指定基準を満たした養成施設で実施する必要があり、引き続き実施。
67	公認心理師法第10条	公認心理師の試験事務	試験(資格付与)	指定	1	平成28年4月1日付けで一般財団法人日本心理研修センターを指定試験機関に指定したところ、受験者の利便性向上及び負担軽減並びに指定試験機関の審査事務の効率化を目的に、令和5年の公認心理師試験より受験申請書類を有料冊子方式から指定試験機関のホームページよりダウンロードする方法へ変更すること等について検討中。	当該事務を継続していくが、今後も指導等を適切に行っていく。
68	公認心理師法第36条	公認心理師の登録事務	登録	指定	1	平成29年11月1日付けで一般財団法人日本心理研修センターを指定試験機関に指定したところ、登録者の利便性向上及び登録情報の正確性の確保を目的に、国家資格等情報連携・活用システム(仮称)との連携を令和6年度より開始できるよう検討中。	当該事務を継続していくが、今後も指導等を適切に行っていく。
69	職業能力開発促進法第30条の5第1項	キャリアコンサルタント試験の実施に関する業務	試験(資格付与)	登録	2	国家資格等情報連携・活用システムとの連携に向けた調整(令和7年度以降の連携に向けて調整中)【マイナンバー連携による事務手続きの簡素化】利便性向上を目的に、国家資格等情報連携・活用システムとの連携を検討中であり、事務手続きの簡素化等を検討中。	引き続き、適正かつ確実な実施に努めていく。
70	職業能力開発促進法第30条の24第1項	キャリアコンサルタントの登録の実施に関する事務	登録	指定	1	国家資格等情報連携・活用システムとの連携に向けた調整(令和7年度以降の連携に向けて調整中)【マイナンバー連携による事務手続きの簡素化】利便性向上を目的に、国家資格等情報連携・活用システムとの連携を検討中であり、事務手続きの簡素化等を検討中。	引き続き、適正かつ確実な実施に努めていく。
71	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第二十九条の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める講習	派遣元責任者講習	講習研修	確認	20	講習実施機関をインターネットで公開している。	派遣元事業所における適正な雇用管理及び事業運営の適正化のため、引き続き派遣元責任者の養成を図る必要がある。
72	職業紹介事業の業務運営要領(平成11年11月17日付職発第815号「職業安定法等の一部を改正する法律、関係政令等の施行について」の別添)	職業紹介責任者講習会	講習研修	確認	9	講習を実施機関をインターネットで公開している。	職業紹介事業所における事業運営の適正化のため、引き続き、職業紹介責任者の養成を図る必要がある。

No.	根拠法令・条項	事務・事業	事務・事業の種類	指定等の形態	法人数	事務・事業の見直し状況	評価結果の総括
73	障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第20条の2の3第2項第2号及び同条第3項第2号	職場適応援助者養成研修	講習研修	確認	7	厚生労働大臣に提出される実施状況を確認し、事務・事業の確認を行っている。また、厚生労働大臣が定める研修の各種要件、当該研修を実施する法人に係る事項等をインターネットで公開している。	評価を踏まえ、職場適応援助者の養成は定期的検証を行いながら継続する。
74	社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第4号	介護福祉士の養成	講習研修	指定	113	地域の教育機会確保のため、特例高校を、平成28年度から平成30年度まで再実施	専門的人材である介護福祉士の養成は指定基準を満たした養成施設で実施する必要があり、引き続き実施。
75	食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法第16条	食品製造者等の高度化計画等の認定	その他	指定	25	当該法律は、令和5年6月末に効力を失う旨規定されており、見直しについては検討中。	食品業界全体におけるHACCPに沿った衛生管理の確実な実施を支援し、もって国民の健康の保護を図るために、金融面での支援を行う本事業は必要かつ有効である。また、執行体制についても、法律の規定に基づき、各指定認定機関が業務規定を定め、それを国が認可するなどして担保しており、引き続き当該事務・事業が適切に実施されるよう監督・指導を行っていく。